

加賀市開発指導基準

令和 2 年 10 月

加 賀 市

加賀市開発指導基準(本則)

平成17年10月1日告示第94号

改正 平成27年12月1日告示第199号

改正 令和2年10月14日告示第194号

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 事前相談、事前協議及び総合調整等(第8条―第18条)

第3章 公共施設の管理者の同意等(第19条―第21条)

第4章 開発の基準(第22条―第32条)

第5章 環境保全対策(第33条―第38条)

第6章 その他(第39条―第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、市内において行われる開発行為と土地利用との調整について基本的な事項を定めることにより、自然環境の保全及び歴史的環境に配慮しつつ、無秩序な市街化を防止するとともに、市民生活においてすべての人が安心して活動できるよう良好で安全な居住環境の確保とゆとりある快適な都市づくりを推進することを目的とする。

(基本姿勢)

第2条 本市の特性を生かし、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、市長は、法令等に定めるもののほか、この告示に定めるところにより、事業者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 事業者は、開発行為を計画しようとするときは、事前に市長に相談(以下「事前相談」という。)

し、開発計画について必要な指導及び助言を受けなければならない。

3 事業者は、市長の行う指導及び助言に積極的に協力しなければならない。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更若しくは石川県土地対策指導要綱(昭和48年石川県告示第201号。以下「県告

示」という。)に基づき、石川県知事(以下「知事」という。)又は市長との協議を行い、その了承を得なければならない行為をいう。

- (2) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、河川、水路、下水道、上水道及び消防水利施設等の公共の用に供する施設をいう。
- (3) 公益的施設 教育施設、社会福祉施設、児童福祉施設、医療保健施設、交通施設、清掃施設、行政施設及び集会施設等の市民の共同の福祉又は利便のために供する施設をいう。
- (4) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。また、県告示にあっては、開発行為に係る一団の土地をいう。
- (5) 事業者 開発行為を行うすべての者をいう。
- (6) 都市計画区域 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第5条第1項に基づき知事が指定した区域をいう。
- (7) 宅地 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的の土地をいう。

(市長の責務)

第4条 市長は、この告示の規定に反する事業計画のほか、次に該当する事業計画について必要と認める場合は、その変更を求めることができる。

- (1) 市の総合計画及び土地利用計画に適合しない事業計画
- (2) 公共又は公益的施設が未整備のため開発目的に適しない区域での事業計画
- (3) 歴史上又は学術上価値の高い遺跡、観賞上価値の高い名勝地並びに学術上価値の高い動物の生息地、繁殖地及び植物の自生地等、自然環境を保持することが必要な区域での事業計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に景観上、配慮が必要と認める区域での事業計画

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業計画の作成に当たっては、開発区域及びその周辺における良好な環境の保全に配慮するとともに、国又は地方公共団体の計画する公共事業と適合するよう計画しなければならない。

2 事業者は、開発行為の施行に伴い紛争又は被害が生じたときは、自らの責任においてその解決に当たるとともに、必要な措置を講じなければならない。

(適用の対象)

第6条 この告示は、事業者が本市において行う次に掲げる開発行為について適用する。

- (1) 法第29条第1項に規定する開発行為で、都市計画区域内において行う開発区域の面積が、1、

500平方メートル以上のもの

(2) 県告示第2条に規定する開発行為で、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの。ただし、この開発行為については、県告示及び同告示事務取扱要領の定めにより難いと認める事項又は定めのない事項に限りこの告示を適用できるものとする。

2 開発行為の工事が完了した土地で3年を経過していないもの又は開発行為の工事中の土地に、隣接し、又は近接して開発行為を行うものであって、これらの土地の利用目的及び物理的形狀等からみて一体と認められる土地の区域について、その主たる利用目的が一連の開発行為と認められるときは、そのすべての面積規模をもって前項の規定を適用する。

3 開発行為に該当しない区画形質の変更を行った土地は、次の各号のいずれにも該当するものについてこの告示を適用する。

(1) 当該土地の一部又は全部を敷地として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うもの

(2) 当該土地の面積が1,500平方メートル以上のもの

(3) 区画形質の変更の工事が完了した日から3年を経過していないもの

(適用の除外)

第7条 この告示は、県告示第19条に規定する開発行為については、適用しない。

第2章 事前相談、事前協議及び総合調整等

(事前相談及び事前協議の時期)

第8条 事前相談及び事前協議は、その開発行為について法令等に定められた許可申請、届出等の提出までに終了しなければならない。

(事前相談による指導、助言及び事前協議)

第9条 市長は、事業者から開発行為に係る事前相談を受けたときは、次に掲げる事項について指導及び助言を行うものとする。また、必要と認めるときは、開発区域及びその周辺の環境に対する影響の調査、事業計画の事前公開又は近隣関係者への事前説明会等の実施を事業者に求めるものとする。

(1) 市の総合計画、土地利用計画及び公共事業との調整

(2) 各種法令に定める個別規制に係る申請等

(3) 公共又は公益的施設の管理者の同意又は協議(様式第1号)

(4) 公共又は公益的施設の管理予定者との協議(様式第1号)

(5) 開発行為の実施によって影響を受ける者との協議(様式第2号)

(6) 自然、生活及び文化環境の保全対策の協議

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業者は、事前相談での指導及び助言を踏まえ、市長及びその他の関係機関(以下「関係部署」という。)と事前協議を行うものとする。

(環境保全審議会への諮問)

第10条 市長は、事前協議の結果により必要に応じ、良好な環境の確保に関する事項について、加賀市民の環境及び安全を守る条例(平成17年加賀市条例第142号)第18条に規定する加賀市環境保全審議会に諮問することができる。

(許可申請書の総合調整)

第11条 市長は、事業者から開発許可申請書を受領した場合に、必要と認めるときは、関係部局を招集し、開発行為について事業計画の審議及び事前協議に関する総合調整を行うものとする。

2 前項の場合において、市長が適当と認めるときは、関係部局への事業計画等の資料の送付及び意見の聴取をもって、総合調整に代えることができる。

(事業計画の変更等)

第12条 市長は、加賀市環境保全審議会及び総合調整の意見等を踏まえ、事業者に対し事業計画の変更又は協定の締結等、適切な措置をとるよう指導及び助言を行うものとする。

(総合調整の結果)

第13条 第10条及び第11条の規定による総合調整並びに前条の措置の指導及び助言が終了した結果については、市長が開発許可申請書を知事に送付する際の進達意見をもって、これに代えるものとする。

(事務の流れ)

第14条 開発行為を行う際の事前相談から開発行為許可申請に係る事務処理の流れは、別表第1のとおりとする。

(計画変更への準用)

第15条 第8条から前条までの規定は、既に開発許可を受けた開発行為を変更しようとする場合について準用する。

(施行状況の報告)

第16条 事業者は、他に定めのあるもののほか、次の各号に該当するときは、当該各号に定める

届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 開発行為に着手したとき 開発行為に関する工事の着手届出書(様式第3号)

(2) 着手予定日までに開発行為に着手しなかったとき又は完了予定日までに開発行為が完了しなかったとき 開発行為に関する工事の遅延届出書(様式第4号)。ただし、それぞれの予定日より遅延した日数が3箇月以内のときは、この限りでない。

(3) 開発行為を一時中断したとき 開発行為に関する工事の中断届出書(様式第5号)

2 市長は、前項第2号又は第3号に規定する届出を受理したときは、開発行為に関する工事の遅延(中断)届の受理書(様式第6号)により事業者へ通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、この基準の目的を達成するため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は開発行為に係る市職員を開発区域に立ち入らせ、工事の状況等を調査し、関係者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事の完了確認)

第18条 市長は、事業者から工事完了届が提出されたときは、知事の完了検査に立ち会い、完了確認を行うものとする。

2 前項の完了確認において、不適当な箇所のある場合には、市長は、是正のため事業者に対し、改善するよう指導することができる。

3 前項の指導があったときは、事業者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第3章 公共施設の管理者の同意等

(公共施設の管理者の同意等)

第19条 事業者は、開発区域内に現存する公共施設がある場合は、あらかじめ当該公共施設の管理者に同意を得、かつ、当該開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者(以下「管理予定者」という。)との協議を経て、原則として自らの責任において整備しなければならない。

2 事業者は、あらかじめ当該開発行為又は開発行為に関する工事の施行に伴って影響が及ぶと認められる開発区域外に現存する公共施設の管理者と協議しなければならない。

3 前2項に規定する同意及び協議等は、前章に定める事前協議において各施設別にそれぞれの管理予定者又は管理の関係部署と行わなければならない。

(公共施設の管理及び管理引継)

第20条 開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設は、法第36条第3項の公告の翌日において、市の管理に属するものとする。ただし、法令等に基づく管理者が別にあるとき又は管理予定者との協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 前項の管理者に公共施設の管理を引き継ぐまでの間は、事業者は自らの責任において当該公共施設の維持管理を行わなければならない。

3 住宅の用に供する土地の分譲の場合にあつては、第1項ただし書の規定は、適用しない。ただし、定期借地権等を活用する場合は、この限りでない。

4 加賀市緑化推進条例(平成19年加賀市条例第14号)第15条の2の規定に基づき公園等の適正な管理及び保全に関する協定を締結したときは、当該公園等の管理者となる者は、当該公園等の適正な管理に努めなければならない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第21条 開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、法第40条第1項に規定するもの及び開発許可を受けたものが自ら管理するものを除き、法第36条第3項の公告の翌日において、前条第1項の規定により当該公共施設を管理すべき者(その者が国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは市又は県)に帰属するものとする。ただし、定期借地権等を活用する場合は、この限りでない。

2 公共施設の管理引継に当たっての各施設の確認は、それぞれの施設の管理者又は管理予定者が行うものとする。

3 公共施設の帰属及び管理引継の協議先担当部署は、別表第2のとおりとする。

4 公共施設の帰属及び管理引継の事務処理の流れは、別表第3のとおりとする。

5 公共施設の帰属及び管理引継に必要な書類は、他に法令等の定めのあるものを除くほか、別表第4のとおりとする。

第4章 開発の基準

(関係法令等の遵守)

第22条 事業者は、開発行為の施行に当たっては、法及びその他の関係法令等を遵守するとともに、市の総合計画等に適合しなければならない。

(道路)

第23条 事業者は、開発区域及びその周辺に都市計画道路若しくは国、県又は市等が事業中の道

路があるときは、その計画に適合するよう整備しなければならない。開発区域外においても、市長が必要と認める接続道路等については、自らの負担において整備しなければならない。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、接続道路等を市長が整備する場合、事業者は、市長が必要と認める範囲内で用地の提供及び事業費を負担しなければならない。
- 3 開発区域内の道路及び接続道路等の幅員、構造並びに交通安全施設等の整備については、別に定める技術基準によるものとする。なお、大規模開発及び事業活動に伴い交通障害等の発生が予想されると市長が認めるとき、事業者は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、石川県公安委員会へ交通施設計画についての意見を聴取し、これを尊重するものとする。
- 4 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定により策定する加賀市立地適正化計画において届出対象となる開発行為(以下「届出対象開発行為」という。)により築造された道路は、法第11条第1項第1号に規定する都市施設を除き、市道路線に認定しないものとする。ただし、現に市道である道路を拡幅する場合は、この限りでない。

(公園、緑地及び広場)

第24条 事業者は、開発区域及びその周辺に都市公園若しくは国、県又は市等が事業中の公園、緑地又は広場があるときは、その計画に適合するよう整備しなければならない。

- 2 主として、自己の居住用住宅の建築の用に供する目的以外で行う開発行為で、かつ、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為にあつては、事業者は開発区域内に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場を整備しなければならない。
- 3 公園、緑地又は広場の規模及び構造等については、別に定める技術基準によるものとする。
- 4 届出対象開発行為により築造された公園、緑地又は広場は、法第11条第1項第2号に規定する都市施設を除き、市の管理に属さないものとし、及び当該公園、緑地又は広場の用に供される土地は、市に帰属しないものとする。
- 5 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第6号ただし書に規定する開発区域の周辺の状態並びに予定建築物等の用途及び敷地の位置の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる都市公園に応じ、それぞれ当該都市公園の中心から次に定める距離までの長さを半径とする円の範囲内に届出対象開発行為以外の開発行為の開発区域が全て含まれる場合

ア 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園 250メートル

イ 都市公園法施行令第2条第1項第2号に規定する都市公園 500メートル

ウ 都市公園法施行令第2条第1項第3号に規定する都市公園 1,000メートル

(2) 届出対象開発行為以外の開発行為であって、予定建築物の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合

(雨水排水施設)

第25条 事業者は、開発区域内の排水施設について、開発区域の規模、地形及び地質の状況等を考慮し、集水区域全体の流出量を有効かつ適切に排水できる構造及び能力のものとし、放流先の排水能力及び利用の状況等を勘案し、河川等の公共の水域に接続させなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、自らの負担において開発区域内の排水施設を整備しなければならない。また、放流先の河川等の排水能力が不足又は未整備であると認められるときは、河川等の管理者と協議の上、自らの負担において開発区域内に一時雨水を貯留する調整施設を整備し、又は当該河川等を排水可能地点まで改修しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の河川等をその管理者が整備する場合、事業者は、管理者が必要と認める範囲内で用地の提供及び事業費を負担しなければならない。

4 排水施設を整備については、管理者との協議に基づき別段の定めをしたときを除き、別に定める技術基準によるものとする。

(汚水排水施設)

第26条 事業者は、開発区域内から排水される汚水の処理等に係る基本計画を作成するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 事業者は、汚水排水施設を設置する場合において、関係法令によるほか、その開発区域が市の下水道計画区域内にあるときは、当該下水道計画及び加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)の規定に適合するよう計画しなければならない。

3 事業者は、開発区域内から排水される処理水の放流について、放流先の用排水路等の施設管理者と協議し、維持管理等の責任を明確に定めなければならない。

4 事業者は、下水道施設を施行する場合は、その設計及び監督管理について、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条に規定する資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

(給水施設)

第27条 事業者は、開発区域に、加賀市水道事業の管理者(以下「水道事業管理者」という。)が設置する水道施設から給水を受けるものとし、給水計画を作成するときは、あらかじめ水道事業

管理者と協議しなければならない。

- 2 事業者は、開発区域について想定される需要を満たすことができる能力及び構造で給水施設の新設又は改良を自らの負担において整備しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、給水施設を水道事業管理者が整備する場合は、事業者は、水道事業管理者が必要と認める範囲内で整備費を負担しなければならない。
- 4 事業者は、開発区域内に給水するため専用の水道施設を設置する場合は、施設の内容について水道事業管理者と協議し、施行しなければならない。

(消防水利)

第28条 事業者は、開発区域内に、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定に基づく消防水利の技術基準及び別に定める技術基準により、自らの負担において消防水利施設を整備しなければならない。ただし、開発区域の状況等を勘案し、加賀市消防長(以下「消防長」という。)が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 消防水利施設の設置位置、構造及び設置時期等については、消防長と協議の上決定しなければならない。

(公益的施設)

第29条 事業者は、開発行為の施行に伴い開発区域内において市長が新たに必要と認めた公益的施設について、市長又は設置される公益的施設を管理することとなる者との協議に基づき、必要な面積の用地を確保しなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する用地の確保を自らの負担において行い、かつ、施設建設までの管理に支障がないよう整地造成等を行い、市又は将来予定される公益的施設の管理予定者に無償で提供するよう協力しなければならない。
- 3 事業者は、開発行為の施行に伴い開発区域及びその周辺において市長が改良移転を必要と認める公益的施設について、これらの公益的施設の管理者にあらかじめ同意を得、かつ、協議を経て原則として自らの責任において整備しなければならない。

(交通輸送)

第30条 事業者は、開発区域における交通輸送手段の確保に努め、バス運行路線の利用が必要となるときは、事前に関係部署と協議し、停留所、回転場その他必要な施設を自らの負担において整備しなければならない。

(防犯灯)

第31条 事業者は、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為で市長が必要と認めるときは、歩行者等の通行の安全及び防犯上適当な箇所に防犯灯を設置しなければならない。

2 前項の規定により設置した防犯灯の管理及び帰属については、市長と協議の上決定する。

(公益的施設の管理体制の明確化)

第32条 事業者は、開発区域内の公益的施設で自ら管理することとなる施設について、事前に管理体制を明確にしなければならない。

2 事業者は、前項の施設を自ら管理することが不適當な場合、市長と協議の上、開発区域内に居住することとなる住民に管理組織及び管理規程等の設置義務を承継しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により設置された管理主体が行う施設の管理について、積極的に協力しなければならない。

第5章 環境保全対策

(基本的責務)

第33条 事業者は、開発行為の施行に当たっては、自然環境、生活環境及び文化環境の保全に配慮し、関係法令及び加賀市民の環境及び安全を守る条例に基づき必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第34条 事業者は、開発行為の施行に当たっては、立木の伐採及び自然の地形変更を最小限にとどめる等、開発区域及びその周辺の自然環境の保全と緑地の確保及び修景に努めなければならない。

(公害防止)

第35条 事業者は、開発行為の施行に伴い発生するおそれのある公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。以下「公害」という。)を未然に防止する措置を講じなければならない。

2 事業者は、公害が発生したときは、直ちに開発行為を中止し、自らの責任において原因の除去、被害の復旧及び被害者に対する損害補償を行わなければならない。

(水質確保)

第36条 事業者は、事業計画の作成にあつては、事業廃水、し尿処理水等の用排水路への放流により、かんがい用水の水質汚染等や水質確保に影響が及ぶと認められるときは、関係部署と協

議の上、これらを未然に防止するための必要な措置を講じなければならない。

(文化財の保護)

第37条 事業者は、開発区域及びその周辺の文化財並びに周知の埋蔵文化財包蔵地について、あらかじめ加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議し、その指示に従わなければならない。

(清掃施設)

第38条 事業者は、開発行為に伴い当該開発区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等を計画するに際し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 事業者は、予定建築物等の用途及び開発行為の規模に応じ、原則として開発区域内に清掃施設の設置に必要な面積の用地を自らの負担において確保し、管理に支障がないよう整備しなければならない。

3 前項により設置される清掃施設のうち、公益的施設の用に供する施設の管理は、第32条によらなければならない。

第6章 その他

(防災措置)

第39条 事業者は、開発行為の施行に当たっては、災害の防止、周辺住民の生命及び財産の保全に最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、遅滞なく自らの責任において復旧及び損害の補償をしなければならない。

3 事業者は、開発行為を中止(中断を含む。)し、又は廃止しようとするときは、既に施行された工事によって災害が発生し、又は開発区域及びその周辺の土地利用に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

(開発協定及び環境保全協定)

第40条 市長が必要と認めるときは、当該事業者は、書面により開発協定及び環境保全協定を締結しなければならない。この締結の時期は、知事が法の定めに従い許可の通知を送付するときとする。

2 前項に規定する開発協定には、次に掲げる事項を必要に応じ定めるものとする。

(1) 開発行為を行う土地の用途及び処分に関すること。

(2) 開発行為に係る工事の時期及び期間に関すること。

- (3) 公害及び災害を防止するための措置に関する事。
- (4) 地域環境保全のために開発を保留すべき土地に関する事。
- (5) 公共施設の設置計画並びにこれらの施設の帰属及び管理に関する事。
- (6) 公益的施設の整備計画に関する事。
- (7) 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第1項に規定する環境保全協定には、次に掲げる事項を必要に応じ定めるものとする。

- (1) 環境保全のための措置に関する事。
- (2) 廃棄物の処理等に関する事。
- (3) 自然環境の保全等に関する事。
- (4) 水利用の確保等に関する事。
- (5) 文化財の保護に関する事。
- (6) 環境監視等に関する事。
- (7) 苦情の処理及び紛争の解決に関する事。
- (8) 事故時の措置に関する事。
- (9) 損害賠償責任に関する事。

(開発整備協力金等)

第41条 事業者は、開発行為の施行に伴い開発区域内及びその周辺において自ら整備する公共又は公益的施設以外で、市長が特に公共又は公益的施設の整備を必要と認めたときは、これらの整備に要する費用の一部に充てるため、その経費の負担又は用地の提供(以下「開発整備協力金等」という。)をしなければならない。

2 事業者は、開発整備協力金等を開発行為の工事着手時までに納付(用地の場合は、提供)しなければならない。

3 開発整備協力金等の内容については、市長との協議により決定するものとする。

(その他)

第42条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が事業者と協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加賀市開発指導基準(平成10年加賀市告示第78号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年12月1日告示第199号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

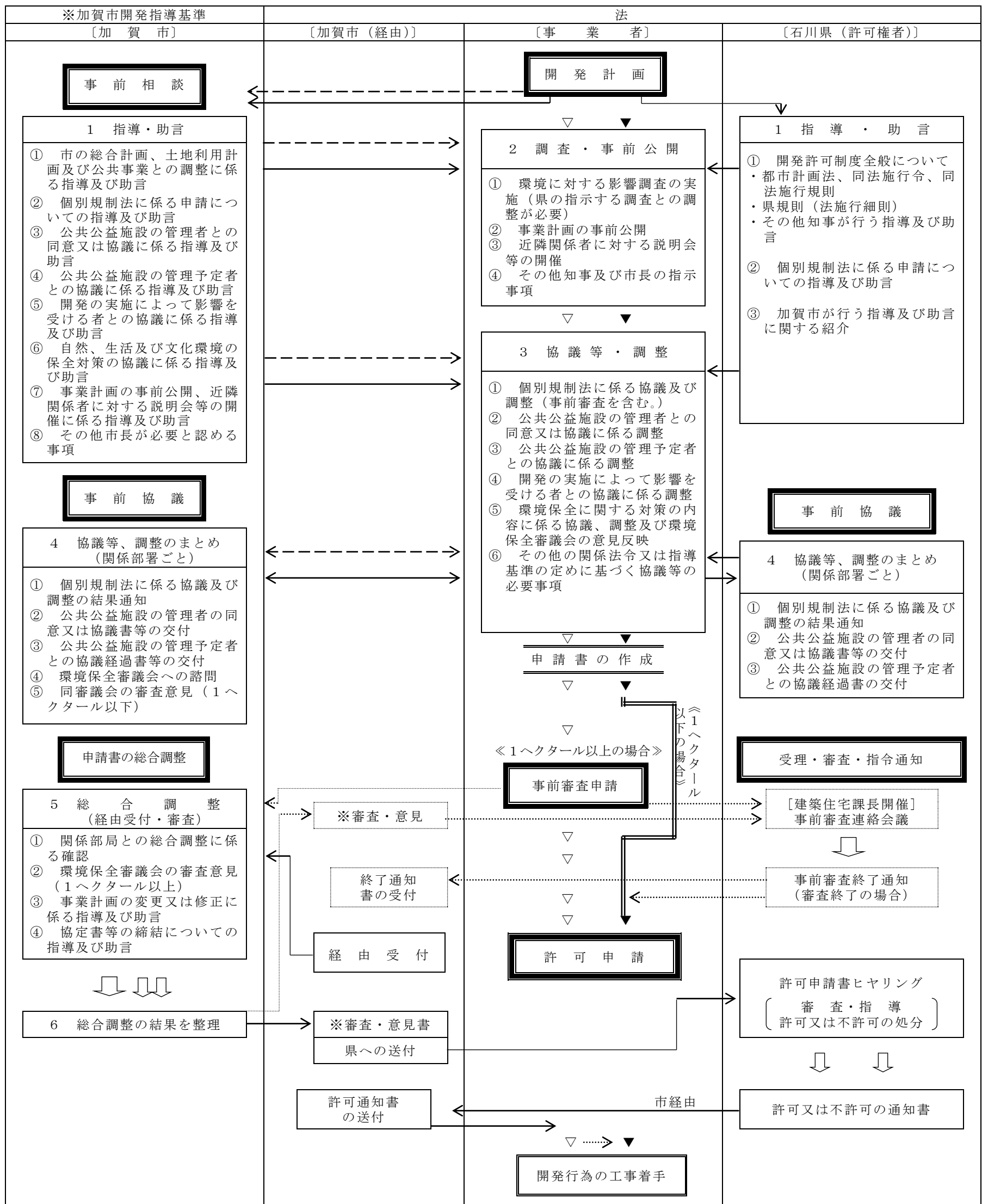
2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の加賀市開発指導基準(本則)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和2年10月14日告示第194号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

事務処理の流れ



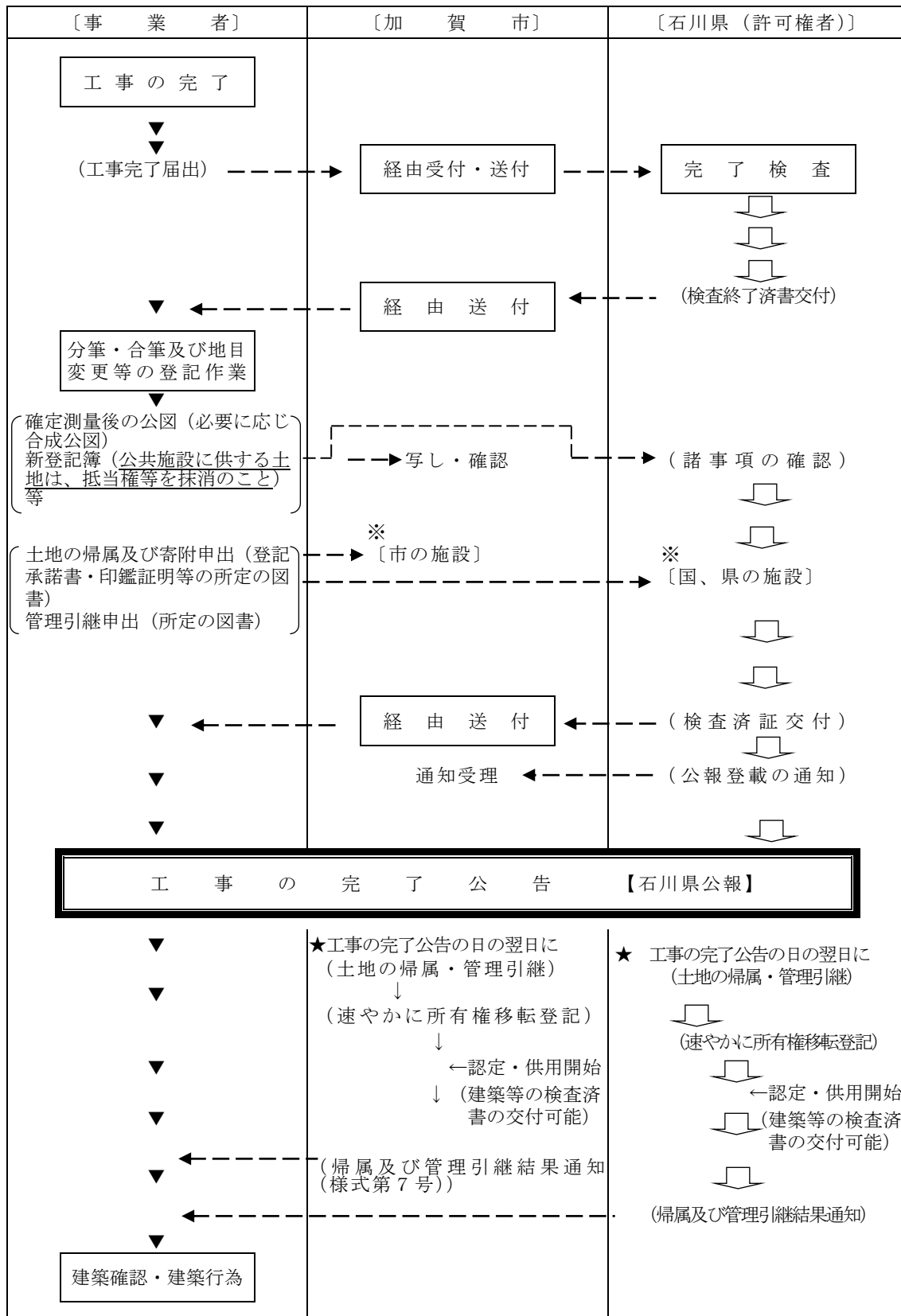
- 凡例
- > 加賀市開発指導基準 (※ 加賀市開発指導基準の独自項目を含め審査)
 - ▽.....> 石川県開発許可事務取扱要領第4条に基づく事前審査申請 (1ヘクタール以上の場合)
 - ▼.....> 法及び石川県開発許可事務取扱要領に基づく開発許可申請

別表第2（第21条関係）

帰属及び管理引継の協議先担当部署

区 分	担当部署（管理者又は管理予定者）		摘 要	
	帰属及び管理引継			
加賀市の管理施設	(1) 市道	建設部 土木課	市道及び市道認定予定	
	(2) 公園、緑地、広場等	建設部 土木課		
	(3) 準用河川 (本市は指定なし)、 水路等	建設部 土木課	建設部の管理施設	
		経済環境部 農林水産課	経済観後部の管理施設	
	(4) 上下水道施設	上下水道部 水道課 下水道課		
	(5) 消防水利施設	消防本部 予防課		
	(6) 社会福祉施設 医療保健施設 ----- 幼稚園、保育園及び 児童福祉施設	健康福祉部	地域福祉課 ふれあい福祉課 長寿課	
			子育て支援課	
	(7) 学校教育施設	教育委員会 教育庶務課	通学路及び通学区域は、学校指導課	
	(8) 集会所等	市民生活部 地域づくり推進課		
		総務部 財政課	用地の帰属のみ	
(9) 清掃施設				
(10) 自然環境保全条例 に規定する保護地区	経済環境部 環境安全課	100平方メートル以上の山林、原野等		
(11) その他	(a) 市が所有の普通財産	総務部 財政課		
	(b) 市が台帳登録の農道及び林道	経済環境部 農林水産課	市土地改良区との協議又は同意及び地元生産組合長との協議の結果調整が必要	
	(c) 国土交通省及び加賀市所管の法定外公共物	総務部 財政課	法第32条の同意申請（部局長受任者） 用途廃止に係る意見書の交付願 地元区長、生産組合長（施設の用途により市土地改良区）及び利害関係者の同意が必要	

別表第3（第21条関係）
 帰属及び管理引継の流れ



[注] ※印は、帰属し、又は寄附する土地の登記嘱託等の担保を確認のこと。

別表第4（第21条関係）

管理引継の必要書類一覧

区 分	開発指導基準			摘 要												
	公ぎ号 益申出書 の管理 引継9	公る 益土 施地 設の 用第 に8 供出 す書 号	寄 附 申 込 み													
(1) 申出書又は申込書	○	○	○													
(2) 管理者が交付した同意書 又は協議書の写し 管理予定者との協議経過書 の写し	○ ○	○ ○	◎	◎印：既存施設の管理者との協議書の写し												
(3) 開発行為及び公共施設に 関する工事の検査済証の写し	○	○														
(4) 実測図に基づく 公共施設の新旧対照確定図 1/250又は1/500	○	○		<p>開発区域の範囲を朱線で明示する。 公共施設の新旧対照したもの（色分け）、方位、 開発区域の境界、既存新設の公共施設の位置 及び対照番号色別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(区分)</th> <th>(新設)</th> <th>(既存)</th> <th>(廃止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>赤色</td> <td>茶色</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>緑色</td> <td>青色</td> <td>水色</td> </tr> </tbody> </table> <p>作成者名（建築士、測量士、土地家屋調査士 等）を記入し、押印する。</p>	(区分)	(新設)	(既存)	(廃止)	道路	赤色	茶色	黄色	水路	緑色	青色	水色
(区分)	(新設)	(既存)	(廃止)													
道路	赤色	茶色	黄色													
水路	緑色	青色	水色													
(5) 土地の公図の写し (必要な場合は、合成公図を 含む。)		○	○	<p>公共施設（道路、水路、公園等）及び区画等 の分・合筆を完了したもの。開発区域の範囲 を朱線で明示する。</p> <p>土地の字界、地番等を明示する。作成者の押印</p>												
(6) 帰属（寄附）する土地の登 記簿謄本及び登記嘱託書		○	○	抵当権等、他の権利を抹消済のこと。												
(7) 法 人 登 記 簿		○	○	法人にあっては、資格を証するため												
(8) 土地所有者の印鑑証明書 及び住民票		○	○													
(9) 位 置 図 1/2500	○	○	○	開発区域の位置を朱色で明示する。												
(10) 一筆丈量図 1/250又は 1/500		○	○													
(11) 設 計 図 (完成出来形図)	○			土地利用図、計画平面図、各縦横断面図、詳 細図等で必要なもの												

(12) 工 事 写 真	○			工事の施行状況及び出来形寸法等の確認用
(13) 工 事 完 成 写 真	○			開発区域全域の全景及び各施設別の写真（カラー）撮影位置図を添付すること。
(14) 各 管 理 台 帳 用 図 面	○			各施設の管理担当部署で指示のあるもの
(15) その他必要と認めるもの	○	○	○	各施設の管理担当部署で指示のあるもの
提出部数	正本 1	1	1	提出期限は、検査済証交付の前日までとする。
	副本 ※	※	※	

- [注] 1 管理引継の申出、帰属の申出及び寄附の申込みは、各公共、公益施設ごととすること。
2 管理引継の申出、帰属の申出及び寄附の申込みの手続書類の提出部数は、正本1部とし、副本の部数については、担当部局と協議すること。
3 提出書類は、A-4版に製本し、添付目録、インデックス及び表紙を付けること。
4 上表の必要書類の○印は、標準を示すものであり、各申出書等に添付の要否については、それぞれの担当部署の指示を受けること。

様式第1号（第9条、第19条関係）

管理者予定者との協議書（開発行為変更） [部 課]		
開発区域の名称		
公共施設の名称 [区 域 外]		
協議項目	協議内容	協議結果（条件）
設 計		
管 理 方 法		
土 地 の 帰 属		
費 用 の 負 担		
そ の 他		
協議年月日	開発行為申請者 住所 （代理者） 氏名	
	協議指導者 住所 （管理者） 氏名	

備考 題名の不要部分は、抹消すること。

開発行為（変更）により影響を受ける者の同意書

年 月 日

- 1 開発行為の申請者の住所及び氏名
- 2 開発区域の地名及び地番
- 3 開発区域の面積
- 4 開発行為（変更）の目的

上記に係る開発行為（変更）の施行については、異議なく同意します。

（例） 区長

生産組合長

用水組合長

土地改良事務所

漁業組合長

その他

備考 題名及び本文中の不要部分は、抹消すること。

様式第3号（第16条関係）

開発行為に関する工事の着手届出書

年 月 日

（宛先）加賀市長

届 出 者 住 所

氏 名

市外局番

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号をもって許可を得ました開発行為に関する工事に着手しましたので、加賀市開発指導基準（本則）第16条第1項の規定により届け出ます。

開 発 行 為 の 名 称		
開 発 区 域 の 位 置		
工事に着手した年月日		年 月 日
工事施行者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電話番号（ ） —
現場管理者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	電話番号（ ） —

※ 決 裁		※ 審 査				※ 受 付 番 号

様式第4号（第16条関係）

開発行為に関する工事の遅延届出書

年 月 日

（宛先）加賀市長

届 出 者 住 所

氏 名

市外局番

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号をもって許可を得ました開発行為に関する工事の遅延について、加賀市開発指導基準（本則）第16条第1項の規定により届け出ます。

開 発 行 為 の 名 称	
開 発 区 域 の 位 置	
工 事 着 手 年 月 日	（許可通知に記載の年月日） 年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	（許可通知に記載の年月日） 年 月 日
遅 延 の 理 由	
遅 延 後 の 措 置	
工事完了予定年月日の変更	有 ・ 無 年 月 日

※ 決 裁		※ 審 査			※ 受 付 番 号
					第 号

様式第5号（第16条関係）

開発行為に関する工事の中断届出書

年 月 日

(宛先) 加賀市長

届 出 者 住 所

氏 名

市外局番

電話番号 () —

年 月 日付け 第 号をもって許可を得ました開発行為に関する工事を中断しましたので、加賀市開発指導基準（本則）第16条第1項の規定により届け出ます。

開 発 行 為 の 名 称	
開 発 区 域 の 位 置	
中 断 し た 年 月 日	年 月 日
中 断 時 の 状 況	
中 断 の 理 由	
中 断 後 の 措 置	
再 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日

注意事項 中断の措置については、写真及び図面を添付すること。

※ 決 裁		※ 審 査				※ 受 付 番 号
						第 号

様式第6号（第16条関係）

開発行為に関する工事の遅延（中断）届の受理書	
年 月 日	
様	
加賀市長 印	
年 月 日付けで届出のあった開発行為に関する工事の遅延・中断について、 審査及び調整の結果、受理したので次のとおり意見を付して通知する。	
許可年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
開発行為の名称	
開発区域の位置	
意 見	1 措置事項 2 措置期間 3 その他必要事項

備考 題名及び本文の不要部分は、抹消すること。

様式第7号（第21条関係）

公益施設の用に供する土地の帰属申出書

年 月 日

（宛先）加賀市長

事 業 者 住 所

氏 名

市外局番

電話番号（ ） —

年 月 日付けにより加賀市開発指導基準（本則）第29条の規定による同意を得た（又は協議をした）公益施設について、同基準第21条の規定に準じ土地の帰属を申し出ます。

- 1 開発行為の名称
- 2 開発区域の位置
- 3 公益施設の名称
- 4 添付図書（指示のあるもの）
 - (1) 公益施設の用に供する土地の帰属申出書
 - (2) 協議経過書又は協議書の写し及び公益施設について協定を締結した場合は、協定書の写し
 - (3) 年 月 日付け完了公告の写し（市から提供を受ける。）
 - (4) 実測図に基づく公共施設の新旧対照確定図（1／250又は1／500）
 - (5) 土地の公図の写し
 - (6) 帰属（寄附）する土地の登記簿謄本及び登記嘱託に必要な書類
 - (7) 法人登記簿謄本（法人の場合）
 - (8) 土地所有者の印鑑証明書及び住民票
 - (9) 位置図（1／2500）
 - (10) 工事完成写真（開発区域の全景及び公益施設）
 - (11) 一筆丈量図（1／250又は1／500）
 - (12) その他市長が必要と認めるもの

※ 決 裁		※ 審 査				※ 受 付 番 号
						第 号

様式第8号（第21条関係）

公共（公益）施設の土地の帰属
管理引継 結果について〔通知〕

年 月 日

様

加賀市長

印

年 月 日付で公共（公益）施設の土地の帰属
管理引継 申出のありま

土地の帰属
したことに
管理引継 受けるとともに、次の土地について 年 月

日付で土地所有権移転登記済みになりましたので通知いたします。

[注 管理引継についてのみを通知する場合の通知文]

年 月 日付で公共（公益）施設の管理引継申出のありま
したことに、年 月 日をもって管理引継をしたので通知い
たします。

1 公共（公益）施設の名称

2 帰属を受けた土地

地 名	字	地 番	地 目	地 積 m ²	摘 要

備考 題名及び本文中の「公共、公益」、「通知の内容」等については、選定した上で適切に記載のこと。

公益施設の管理引継申出書

年 月 日

（宛先）加賀市長

事 業 者 住 所

氏名

市外局番

電話番号（ ） —

年 月 日付けにより加賀市開発指導基準（本則）第29条の規定による協議をした公益施設について、同基準第20条の規定に準じ公益施設の管理引継を申し出ます。

- 1 開発行為の名称
- 2 開発区域の位置
- 3 公益施設の名称
- 4 添付図書（指示のあるもの）
 - (1) 公益施設の管理引継申出書
 - (2) 協議経過書又は協議書の写し及び公共施設について協定を締結した場合は、協定書の写し
 - (3) 年 月 日付け完了公告の写し（市から提供を受ける。）
 - (4) 実測図に基づく公益施設の新旧対照確定図（1／250又は1／500）
 - (5) 位置図（1／2500）
 - (6) 設計図（完成出来形図（土地利用計画平面図、公益施設計画平面図及び詳細図））
 - (7) 工事写真（公益施設に関するもののみ）
 - (8) 工事完成写真（開発区域の全景及び公益施設）
 - (9) 各管理台帳要図面
 - (10) その他市長が必要と認めるもの

※ 決 裁		※ 審 査				※ 受 付 番 号
						第 号

